# 2020 年度 立命館大学学友会 中央委員会運営細則 第11条2項解釈

(起案:2020年度中央常任委員長 瀧谷吏玖)

## § 1. はじめに

本文書は、『2020 年度 立命館大学学友会 中央委員会運営細則』第11条2項(以下、本条項)の解釈を示す文章である。本解釈は中央常任委員会で承認された後、中央委員に通知し、運用される。

なお、本解釈は『2020 年度 立命館大学学友会 中央委員会運営細則』(以下、中央委員 会運営細則) に則る。

## § 2. 本条項における解釈の必要性

本条項は、中央委員会の遠隔会議について「中央常任委員会の議決権保持者全員が必要と認めた場合これを行う。」という開催の手順のみを記載した条項である。本条項のみでは、使用媒体や運営方法などは不明瞭であり、遠隔会議を用いた中央委員会を適切に行うことができない。そのため、遠隔会議の定義や方法等を明文化する必要がある。

## § 3. 本条項の解釈

#### I. 遠隔会議の定義

ここで示す遠隔会議は、従来の対面式の議論ではなく電子媒体を介して議事進行 する中央委員会のことを指す。

但し、運営に関しては必ず『中央委員会運営細則』に則って行われなければならない。

#### (ア)電子媒体を介して行う中央委員会とは

● 使用する電子媒体の定義

出席者 1 人 1 人の動きや発言を中央常任委員長が確認できる電子媒体 のことを指す。

#### ● 成立条件

中央委員会の成立は『学友会会則』に準じる。

但し、中央委員会での議決権行使者はその身分を中央常任委員長に証明できなければならない。

開催場所がオンラインであるが、運営細則に則った形で学友会員に中央委員会開催の公示を行う。

また、会議の議事進行は学友会員に公開しなければならない。

# ● 議決権行使者

各パートの議決権行使者は遠隔会議開催の 3 日以上前に中央常任委員 長に学生証を提示することでその身分を明らかにしなければならず、原 則として代行することはできない。

但し、会議開始までに中央常任委員長に学生証を提示することで身分を明らかにし、中央常任委員長の許可をもって代行することができる。加えて、中央常任委員長による学生証番号などの個人情報の取扱は、『立命館大学学友会 個人情報保護に関する規程』に準拠する。

また、議決権行使者は出欠確認時にパート名、役職、本名を宣言する。 それ以降の退出は中央常任委員長が許可しない限り認められない。但し、 電子媒体上から自らの意思とは関係なく退出した場合、再入室した後、中 央常任委員長の許可をもって会議に復帰する。

#### ● 議題の提出

電子媒体のチャット上で提示する。

#### ● 質疑応答

原則として議決権行使者は挙手をし、中央常任委員長の許可がなければ発言することはできない。

オブザーバーの発言については『中央委員会運営細則』に則る。 但し、発言を認める際は拍手を示す手話を用いる。

#### ● 議決権行使

中央常任委員長が中央委員会出席者からの質疑応答を終えたと判断した時、議決権の行使への手順に移る。議決権の行使は、対面式での中央委員会と同様の手順とする。

- (イ)中央常任委員会の議決権保持者全員が遠隔会議を必要と認める判断基準 判断基準としては、原則として以下の3点とする。
  - ① 交通網の麻痺によって、中央委員会出席者が一堂に会することができないと判断される場合
  - ② 大学から課外自主活動の自粛等の要請が出されている場合
  - ③ 遠隔会議でも議題に対して十分に議論を行い、学生の意思を議決に 反映することが可能であると判断した場合

# 承認 第 10 回 中央常任委員会 (2020 年 4 月 10 日)

# II. 禁止行為

役員以外、何人たりとも中央委員会の外部に記録および映像、音声を転載すること はできない。

# § 4. おわりに

本解釈の効力は、『中央委員会運営細則』の効力が失効するまでとする。